



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月13日(金) 号外(第3号)

目次

ページ

条 例

- 群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(障害政策課) 2
- 群馬県旅館業条例及び群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) 2
- 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同) 3
- 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(建築課) 4
- 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同) 4
- 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(生活安全企画課) 5
- 群馬県古物営業法関係手数料条例の一部を改正する条例(同) 6
- 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(発電課) 6

■ 条 例

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第一号

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県旅館業条例及び群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二号

群馬県旅館業条例及び群馬県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

（群馬県旅館業条例の一部改正）

第一条 群馬県旅館業条例（昭和二十九年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二号中「原湯」を「原湯等」に改める。

（群馬県公衆浴場法施行条例の一部改正）

第二条 群馬県公衆浴場法施行条例（平成十二年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ハ中「水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第

一項に規定する水道又は群馬県小水道条例（昭和三十三年群馬県条例第六十七号）

第二条第一項に規定する小水道から供給される水をいう。）以外の水を使用した」

を削り、同号ニ中「原湯」を「原湯等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(動物愛護管理職員)

第十七条の二 知事は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理職員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第五百五十二号。以下「政令」という。)第三条第二項の規定によりその例によるものとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第三十九号)第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五百五号。以下「新法」という。)第二十六条第一項の許可を申請する者は、一件につき一万六千円(同一の敷地(当該申請をする者が所有し、又は管理する一団の土地をいう。以下同じ。))における同時に行う申請で、その件数が五以上のときは、八万円)の手数料を納付しなければならない。

3 政令第三条第四項の規定によりその例によるものとされる同条第三項の規定により読み替えられた新法第二十六条第一項の許可を申請する者は、一件につき一万六千円(同一の敷地における同時に行う申請で、その件数が五以上のときは、八万円)の手数料を納付しなければならない。

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第四号

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

例 群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十四年群馬県条例第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「次に掲げる額」を「基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一百十九号)第2の2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅(以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)にあつては(1)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額」に改め、同号ハ中「次に掲げる額」を「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあつては(1)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額」に改め、同項第四号ロ及びハ中「次に掲げる額」を「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては(1)及び(3)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第五号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

例 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「次に掲げる額」を「設計一次エネルギー消費量を省令第四条第三項第二号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)にあつては(1)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額」に改め、同項第四号ロ中「次に掲げる額」を「住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつては(1)及び(3)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額」に改める。

第三条第一項第一号中「同号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に改め、同項第二号中「次に掲げる額」を「仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあつてはイに掲げる額、それら以外の共同住宅にあつては次に掲げる額」に改め、同号イ中「第二欄に掲げる額、」の下に「省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに」を加え、同号ロ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同項第三号イ中「第二欄に掲げる額、」の下に「モデル住宅法に係る基準及び」を加え、同項第四号中「次に掲げる額」を「仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあつてはイ及びハに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあつては次に掲げる額」に改め、同号イ中「第二欄に掲げる額、」の下に「フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び」を加え、同号ロ中「仕様基準」を「フロア入力法に係る基準」に改め、同条第二項の表第一号の項中「同号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に改め、同表中

第二号イ及びロ、第三号イ並びに第四号イ及びロ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
------------------------	--	--------

を

第二号イ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
第二号ロ及び第四号ロ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
第三号イ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、モデル住宅法に係る仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄

に

改め、同表第三号ロの項の次に次のように加える。

第四号イ	性能基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄	同表の第四欄
------	--	--------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六号

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十四年

群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第三備考十一中「四千八百円」を「四千九百円」に改め、同表備考十二及び十三中「七千七百円」を「八千七百円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県古物営業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七号

群馬県古物営業法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県古物営業法関係手数料条例(平成七年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号の表に次のように加える。

群馬コンベンションセンター太陽光発電所	高崎市	四九九キロワット
---------------------	-----	----------

第十五条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

附則

この条例中第四条第二項第三号の表に次のように加える改正規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から、第十五条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---